

2004-2005

2004. 7. 1 ~ 2005. 6. 31

公益財団法人
難民支援協会
Japan Association for REFUGEES

2004 年度 難民支援協会 年次報告書



Japan Association for Refugees
Annual Report

ごあいさつ Foreword

皆さまには日頃より難民支援協会の活動にご理解とご協力を頂き、心より厚くお礼申し上げます。当協会は設立から6年目を迎え、さらに多くの皆さまからのご支援を頂いたことにより、広汎な活動を展開することができました。ここに皆さまへの感謝の思いを込めまして2004年度の年次報告書をお届け致します。

2004年度には、日本の難民問題に様々な変化がありました。その一つが、出入国管理及び難民認定法における難民に関わる規定の一部が改正され、2005年5月より新たなものとなったことです。いわゆる「60日ルール」と呼ばれていた申請期間の制限が廃止されたこと、「仮滞在」という新しい制度が導入されたことなど、日本に難民認定制度が発足して以来初の法改正となりました。しかし、難民にとって厳しい現実の壁は決してなくなったわけではなく、当協会へ相談にやってくる難民は今も増加の途をたどっております。

このような環境において、当協会では難民が日本で自立した生活を安心して送れるよう支援するという目的のため、ひとりひとりの難民に「世界最高水準のトータルな保護」を提供することを目指し続けたいと考えています。当協会の財政は依然厳しい状況ですが、引き続き多くの専門家や支援者の方々の支持のもと、事業と組織の充実に一層取り組んでまいります。

今後とも皆さまの旧倍のご支援とご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人難民支援協会 代表理事 中村義幸

目次 Contents

2	ごあいさつ
3	メッセージ
4	難民支援協会が目指すもの、難民の声
5	難民支援協会の活動 3つの柱
6	難民一人ひとりへの支援を - 難民への法的・生活支援活動 -
10	よりよい難民政策に向けて - 政策提言、調査・研究活動 -
12	難民を身近な存在に - 広報活動 -
14	2004年度の活動
16	2003年度以前の活動
17	難民支援協会を支える人々
18	組織概要
19	会計報告、協力企業・団体一覧

*「難民」とは、難民条約により定められており、政治や宗教、国籍、人種、特定の社会的集団の構成員（例えば兵役拒否者など）の理由で、迫害を受けるおそれを十分に有し、母国から逃れざるを得ない人たちを指します。





難民認定証を手にして

人道支援というと、海外の人道危機に対する貢献に焦点が集まりがちですが、日本国内で庇護を求めている外国人への対処も我々が直面する重要な課題です。遠い国の難民に対して優しい気持ちになれたとしても、隣に人種の違う難民の家族が引っ越して来たとき、あなたは寛容に受け入れることができますか？

難民支援協会は、一人ひとりの難民や庇護を希望する人たちのために、彼らの立場に立って毎日懸命の活動を行っています。そんな活動を続けていくことで、日本における難民の受け入れが厄介なものとしてでなく、共に生きるための自然なプロセスになるよう、UNHCR 駐日事務所としても応援していきたいと思います。

UNHCR（国連難民高等弁務官）駐日事務所
副代表 岸守 一

メッセージ

読売新聞記者として、今年4月まで、長年難民の取材を手がけてきましたが、難民支援協会は、日本国内の難民の実態を常に社会にアピールし続け、日本社会の中でもっとも弱い立場にある難民および難民認定申請者からの相談や煩雑な手続き業務等にあたり、また国際機関やネットワークの中で日本の難民の情報に関する提供・交換を行うなど、難民問題の取り組みにおいて非常に重要な役割を果たしてきたと考えます。

今後の一層の活躍を期待しています。

株式会社ブランタン銀座
取締役 永峰 好美

難民支援協会（JAR）が目指すもの

「帰宅難民」「英語難民」・・・このような言葉を聞くと、『難民』とは、「～ができない人」という意味で使われていると言えるのではないのでしょうか。

しかし、私たちの目の前にいる『難民』からそのような印象を受けることはむしろ少ないかもしれません。

母国で、弁護士やジャーナリストとしての仕事や博士課程で研究に携わっていた難民地元の商店街の人々から「お子さん元気？」などと声をかけられるほど、地域にとけ込んでいる難民

日本の良さや価値を再発見させてくれることも多々あります。

『難民』には、一人ひとりに人生があり、名前があります。

偏見なく『難民』と呼ばれる人と向き合ってみると、私たちは同じ地球で暮らす仲間としてどうしたらよいか、自然にヒントを見出すことができるかもしれません。

「難民となった人を通じて、世界の現実を実感することができた」と言う学生。

「いつか母国が安全になったら帰国して、日本で学んだ技術や良いところを伝えたい」と語る難民。日本と世界がつながる瞬間がそこにあります。

かけがえのない難民一人ひとりが希望をもてる社会を目指して、私たちはこれからも活動を続けます。

JARのミッション

難民が、日本で、自立した生活を安心して送れるよう支援する

難民からのメッセージ

私は3人の子どもをもつ母親です。私をはじめて日本の入国管理局（入管）で難民申請をしたとき、夫はそばにはおらず、入管の収容所の中でした。まもなくして、私の兄も収容されました。こうした状況で、日本語が十分にできない私は、書類をどのように集めたらいいのか、どのように手続きしたらいいのかわからず、非常に困っていました。精神的にも肉体的にも苦しみ、70キロもあった体重はついには50キロ台にまで痩せてしまいました。

こんな状態のとき、神様のおかげで、私はJARと出会うことができました。

JARは、仕事の内容によって部門が分けられており、しっかりした組織のように思えました。それらの部門の担当者たちは優しく、親切で、仕事はきちりしており、働きぶりは責任感と意欲にあふれていました。ここで私は具体的な助言や支援を頂きました。



難民支援協会の活動 3つの柱

難民支援協会は、日本に逃れてきた難民の状況を改善するために支援活動を行っている NGO です。

■難民一人ひとりへの支援を —難民への法的・生活支援活動—

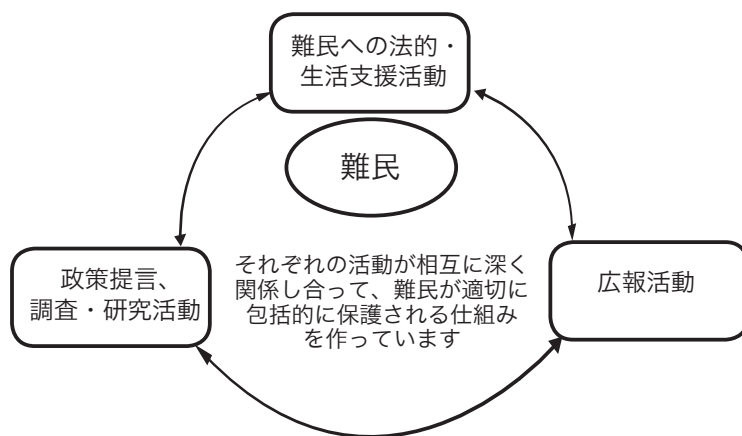
難民認定手続き支援などの法的支援と生活支援の2つの活動により、専門的知識と経歴を持った職員が、難民を包括的・専門的に支援します。UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)との協働事業として実施しています。

■よりよい難民政策に向けて —政策提言、調査・研究活動—

法的・生活支援活動の中で知る難民の声や現場のニーズを、制度づくりの場に生かし、難民にとってよりよい保護制度の確立を目指します。

■難民を身近な存在に —広報活動—

難民支援の理解促進や担い手の育成のため、日本における難民の状況や難民の声を市民に届け、よりよい制度や難民を支える輪の広がりを目指します。



JARの支援のおかげで、2年5ヶ月の後、家族全員と兄は日本での特別在留許可*を得ることができました。私の精神的な病気も快方に向かいました。家族、私たちの国から来た難民たち、そして世界中から来た難民たちを助けているJARのスタッフのみなさんには心から感謝しています。これからやってくるであろう、私と同じような難民たちにも、JARのみなさんが、私たちが頂いたのと同じくらい大きな愛をもって援助の手をさしのべて下さるものと確信しています。本当にありがとうございました。

ビルマ（ミャンマー）難民

*法務大臣によって特別に在留が許可され、合法的に日本で暮らすことができる。



難民一人ひとりへの支援を

2004 年度活動報告 —難民への法的・生活支援活動—

活動の特徴・意義

■法的支援と生活支援の連携の必要性

日本に逃れて来た難民の多くは、出身国での迫害経験や不慣れな外国での生活、複雑な手続きなどにより、精神的ストレスを抱えています。また、生きていくために必要な食べ物を買うお金、宿泊先がないことが多くあります。



JAR の相談室で、難民のカウンセリング

難民支援協会（JAR）の個別支援活動は、難民認定手続きをサポートする法的支援と生活面・精神面での安定を確保する生活支援の2つの側面を持っており、この2つの機能の併設が他団体にはない特徴となっています。各担当者は、日々の定期ミーティングを通じて緊密に連携しています。

■支援の専門性の確保

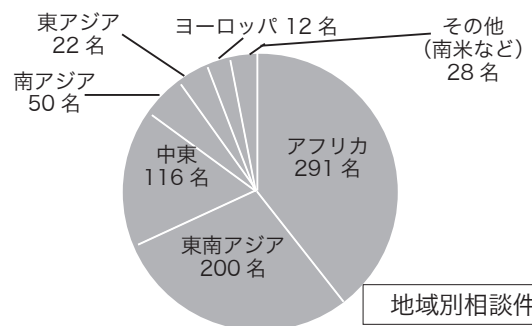
JAR は数多くの支援実績により蓄積された経験やスキルを有し、専門的知識・経歴を持った職員が相談を担当するとともに、専門家との日々の連携を通じた支援活動を行っています。

■政策提言活動との連携

活動を通じて把握した難民のニーズを、よりよい難民保護制度づくりに生かすために、調査・政策提言活動との連携強化を行っており、国内難民支援に総合的・専門的に取り組んでいます。

相談内容と内訳 (2004年7月～2005年6月)

○相談・支援	970名
事務所での相談	739名
・法的支援	396名
・生活支援	326名
・その他	15名
外部での相談	231名
○相談者の国籍	31カ国
	*のべ人数



2004年における日本の難民受け入れ状況 (出所：法務省入国管理局資料)

難民申請数 426名 (主な出身国：ビルマ (ミャンマー)、トルコ、バングラデシュ、イラン、中国、パキスタン、カメルーン)、 認定 15名、 人道配慮による在留 9名



本年度の特徴

■アフリカ出身者からの相談の増加

この背景には、単純な人数の増加だけでなく、出身国コミュニティ内での情報交換や助け合いが見られるビルマ（ミャンマー）人など異なり、まとまったコミュニティが存在しないアフリカ出身者が、あらゆる内容の相談に何度も訪れる傾向があるという背景がありました。

■入国間もないケースの増加

来日直後に JAR を訪れる庇護希望者（難民認定申請を希望している人）が、特に 2004 年末に多く、ひと月で 11 名にのぼりました。JAR 設立以来の人数で、背景にはアフリカでの政治状況の変化等が考えられます。このケースは何も持たず、特に日本に不慣れな場合が多いため、十分な説明や手続きへの付き添いが必要で、毎日のように担当者が入管を訪れるような状況が続きました。また、その日の宿泊先をすぐに手配する必要があり、緊急の支援体制が求められました。そのため、本年度は「難民サポーター」制度（P. 17 参照）による支援金の支給は、昨年度の 3 倍（約 166 万円）に増加しました。



スーツケース1つで
やって来た難民



約 100 人に対して新しい手続きの説明

■新しい難民認定手続きに関する相談

2005 年 5 月の出入国管理および難民認定法（以下、入管・難民法）施行（詳しくは P. 11）に伴い、新しい手続きに関する難民からの問い合わせが多くあり、2 度の説明会を開催しました。

■昨年度に引き続き‘不法滞在外国人’への取締強化の影響

庇護希望者が逮捕されるケースの増加や収容が長期化する傾向のため、警察や収容所からの電話相談が昨年に引き続き多く、相談全体の約 1/3 を占めました。また、外国人全般の雇用を敬遠する雇用主が増加したため、難民も就職先を見つけられず、生活に困窮しているという相談が多く寄せられました。

■大学・大学院へ進学した難民（P. 9 参照）

3 名が進学。JAR が支援してきた難民の中では初めてのことで、今後日本で認定される難民へ明るい見通しを示すことができることとなりました。

■その他

難民申請の結果を待ち続け、在日年数が長引いている人もおり、家族を持つケースや出産に関する相談も増加しました。



親の相談を待つ子ども

法的支援活動

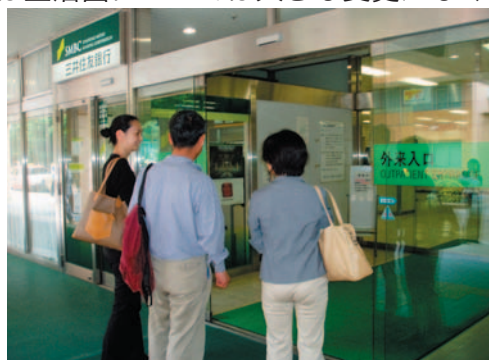
難民認定手続きや外国人登録証の取得、不認定とされた後の訴訟などの諸手続きが、スムーズになされ、適正な審査を受けることができるように、主に以下のような情報提供や弁護士との連携を行っています。外国から来た難民が諸手続きを十分に理解できるよう、また、不安を少しでも取り除くことができるよう、分かりやすく、詳しい説明を心がけています。特に、今年に入り、在留資格の獲得に直接つながる支援を目指して、申請を補助するための資料収集や弁護士・関連団体との連携、入管でのインタビュー等に関する助言等を強化しています。

- 庇護希望者から聞き取り、カウンセリング
- 庇護希望者への情報提供（難民条約、日本の手続、日本の認定状況などの説明）
- 申請書類の作成の助言や国別情報等関連情報のリサーチ、申請など諸手続きへの同行
- UNHCR、法律扶助協会、弁護士、関連団体などとの個別ケースに関する協議や連携
- 入管の収容施設などでの被収容者への面会や資料の提供

生活支援活動

「医・職・住」と教育を中心に、難民申請の結果を待っている間や訴訟中の生活でのあらゆる相談・支援を行っています。入管・難民法改正では生活面については大きな変更がなく、生活支援は依然として民間が大きな役割を担っています。

- 医療
 - ・ 医療機関への同行（診察時の通訳、ソーシャルワーカーとの橋渡し、医療費の減額・分割払い交渉等）
 - ・ 国民健康保険加入交渉
- 就職
 - ・ ハローワークへの同行
 - ・ 履歴書作成補助と就職面接同行
- 住居
 - ・ キリスト教団体を中心としたシェルター施設の紹介、橋渡し
 - ・ 安価な外国人ハウスの開拓と紹介
 - ・ 不動産屋同行（物件探し、入居交渉等）
- 教育
 - ・ 日本語学習グループの紹介
 - ・ 高等教育に関する情報提供
- 金銭支援
 - ・ 政府の支援金の紹介、橋渡し
 - ・ JARの緊急支援金支給



病院への付き添い、通訳以外にも、説明、交渉などの役目がある。



シェルターで、施設の使い方などを説明する職員

より専門性のある支援を —ケースカンファレンスの実施—

ソーシャルワーカーと精神保健福祉士が月2回のケースカンファレンスに加わっています。生活支援担当スタッフから特に対応が難しいケースが報告され、今後の援助の方向性を話し合っています。

どのケースも複雑で一筋縄にはいきませんが、複数の人々で討議することにより、様々な視点から解決の糸口をつかめることが期待できます。



また、それだけでなく、支援者自身のケースへの見方や関わり方の問題についても検討されます。特に、異なる文化や背景をもつ難民と関わる場合は、常に日本人の考え方に左右された支援をしてしまいがちですが、この場合は、そのような見方を反省し、改善していく場でもあります。

森恭子（JAR 顧問・ソーシャルワーカー）

大学進学

今春、JAR 事務所では、数度の喜びの拍手が起こりました。それは、私たちが入学支援をしていた3人の難民の大学合格のニュースでした。

そのうちの1人、ビルマ（ミャンマー）出身のヘイマー・ティンウィンさん。父が難民と認められたことで15歳の時に来日。最初は日本語が全く分からない中、努力して夜間高校を卒業後、亜細亜大学国際関係学部に入學しました。祖国ビルマの民主化実現のため、また難民支援活動にも関心があり、国際関係論を専攻しました。作家の犬養道子氏が代表を務める犬養基金から入学・授業料の支援を頂き、更に同基金のご支援により、都内の学生寮に入寮、勉強にアルバイトに忙しい日々を送っています。

3人の勉強に関する認識の高さやそれに向かって努力をする姿は私たちにも大きな勇気となっています。難民は、受け入れた国にとって「お荷物」ではなく、「財産」であることを体現してくれています。



ヘイマーさんの夢は、学校の先生か、国際的な支援団体のスタッフだそうだ

よりよい難民政策に向けて

2004 年度活動報告—政策提言、調査・研究活動

■個別支援活動との連携の意義

難民支援協会（JAR）では、一人ひとりへの支援に留まらず、支援の現場で見た課題を制度的に改善するためのボトムアップの政策提言に取り組んでいます。

支援の現場で直面した課題を個別支援のスタッフと共有し、原因を分析。どうしたら改善できるかを考えます。改善には地方自治体、もしくは国の行政レベルでの対応を要することもありますし、既存の法律の改正や新しい立法を必要とするものもあります。

提言を行う際に JAR が根拠とするものは、現場の具体的な事例と共に、国際的な難民の保護に関する基準です。そのため、中心となる難民条約のほか、国際人権法の研究とともに、UNHCR の作成するガイドラインや諸外国の動向のほか、日本における社会政策にもアンテナをはり、常にモニターしています。



海外からの訪問者に、日本の難民保護の現状を説明、質問に応じる

本年度の活動

政策提言活動

■改正「入管・難民法」の施行（p. 11 参照）

1982 年の難民認定制度が始まって以来、初めての難民認定手続きに関する法改正が 2005 年 5 月 16 日より実施されることとなりました。実施前より様々な内部・外部の勉強会を重ね、難民へ正確な情報提供と適切なアドバイスができるよう準備を重ねました。加えて、実施にあたってのインタビューをマスコミ数社から受けました。

■内閣の「難民対策連絡調整会議」にて難民支援の現場報告および意見発表

昨年度に引き続き、内閣の「難民対策連絡調整会議」に出席し、「地域における支援ネットワーク構築の検討」、および「地方公共団体における行政相談関係」についての話し合いを行いました。特定非営利活動法人レフュジール カウンシル ジャパンが関係 NGO の意見を取りまとめ、報告を行うことを JAR としても事務局として関わりました。

■クルド人マンデート難民送還及びマンデート難民の収容等への対応

2005 年 1 月 18 日、国連（UNHCR）が難民と認めていたマンデート難民のクルド人親子が出身国トルコへ直接送還されてしまいました。マンデート難民の送還は初めてのことで、JAR としても UNHCR や他団体と同様、懸念を表明する声明文を発表し、メディア等多くの問い合わせに対応しました。その後、法務省もマンデートについて、強制収容せず、合理的な理由があれば在留特別許可を与える方針を固め（朝日新聞、日本経済新聞ほか報道）、収容中のマンデート難民も全員放免されることとなりました。



調査・研究活動

■ UNHCR の国際会議 Pre-EXCOM へ参加（2004 年 9 月）

UNHCR と NGO が年 1 回話し合う国際会議、Pre-EXCOM に JAR 法務顧問を派遣しました。会議自体の参加に加えて海外の NGO とのネットワーキング、また UNHCR 本部職員との意見交換等を行いました。



■ 国際人道法研究所の国際難民法研修に参加（2005 年 5 月）

法的支援担当スタッフを、イタリア・サンレモにある国際人道法研究所が主催する国際難民法講座へ派遣しました。約 20 カ国からの実務家と約 1 週間にわたり、国際難民法に関する研修や議論に参加しました。

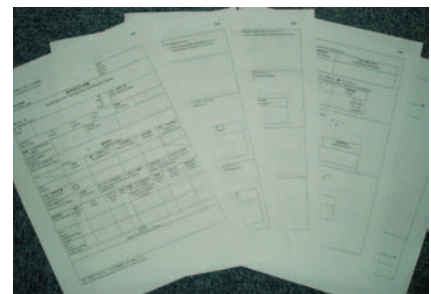
■ 難民に関する国際規範および社会政策の研究（2005 年 3 月）

国際難民法や国内の社会政策および各国の難民政策を調査し、それぞれリサーチ・ペーパーという形にまとめ、JAR ホームページ上で発表しました。05 年度には難民支援者にとって分かりやすい手引きとなる書籍を発表する予定です。

“新” 難民認定手続き解説

1) 申請中の難民の法的地位の安定化：

難民申請中の人の一部へ「仮滞在」という制度を設けることにより、摘発・収容・送還の対象としないこととしました。仮滞在許可の対象とならない人は従来通り退去強制手続きが進みますが、現時点では、仮放免を得られることが多いと把握しています。



難民認定申請書

2) 民間の専門家の関与：

異議申出審査に参与員制度が新設されました。決定を行う法務大臣は判断を行うにあたって参与員の意見を聴かなくてはならないとされています。大学教授、元裁判官等 19 名が選出。インタビューにあたっては、録音等の記録方法が採用され、補佐人や参加人という参加の途も広がりました。

3) いわゆる「60 日ルール」の撤廃：

一定期間内に難民申請を行わなくてはならないという申請期限がなくなりました。

4) 補完的な保護：

在留特別許可が、難民認定手続きの中に位置づけられることとなりました。「在留を特別に許可すべき事情がある」場合には、不認定であっても（入管法第 61 条 2 の 2 第 2 項）在留が許可されます。これは欧州等で制度化されている補完的保護（難民条約上の難民にはあたらないが、その人を送還することが非人道的である場合に在留を許可する制度）につながる可能性が期待されています。

難民を身近な存在に

2004 年度活動報告—広報活動—

■広報活動の意義

難民や関連する政策を支えるのは、日本社会の市民の一人ひとりです。難民支援協会（JAR）だけで、難民に対するきめ細かい支援や難民問題の解決ができるものではなく、市民からの理解が難民を支え、より良い難民保護の仕組みづくりや制度の維持に大きく繋がるものと考えています。

そのため、JAR では、支援の担い手と難民への理解促進を目的とした広報活動を行っています。最近では、関心は少しずつ高まっていると実感しており、難民にとっても、支援活動を行う者にとっても心強い一方で、‘不法滞在外国人’と難民との違いが十分に認識されず、難民受け入れへの不安感が存在している現状もあります。

JAR では、まずは『自分の目や耳で知って』頂けるよう難民の生の声を聞いたり、様々なニーズに応えられる場づくりを心がけています。そして、日本と難民について、より多くの皆さんと一緒に考え、話し合っていきたいと考えています。



難民の経営するレストランに行き、難民としての経験を聞いたり、食を通じた文化に触れる

本年度の活動

初めて学ぼうとする人に対し、時事的な問題についてのセミナーを実施したり、オリジナルビデオを作成し、理解者の裾野の拡大に取り組みました。同時に、専門知識や経験を得たい方を対象にした講座を開催。第一線で活躍する専門家や海外での研修に参加したスタッフを講師として、テーマを掘り下げた議論が行われました。

■講演会・講座の開催

- ・難民アシスタント養成講座の開催（年4回）
- ・緊急レクチャー「クルド人強制送還は何が問題か？」（2005年2月）、「なぜ厳しい？日本の難民問題～強制送還から見える国際基準と日本の違い～」（2005年3月）
- ・セミナー「Dreams in Japan～難民が語る日本での夢～」（2004年9月）
- ・活動説明会（月1回）、勉強会（隔月1回）

■ビデオの作成

- ・「日本の難民問題～『となりの難民』と私たち」（2005年6月）

- 他、出版物（ニュースレター等）の発行、イベント（横浜国際協力まつり等）への参加



150人以上の申込は、過去最高の人数



難民アシスタント養成講座 基礎編・上級編

—難民支援のプロフェッショナルを現場に—

もっと講座の機会を増やして欲しいという多くのリクエストをいただき、今年度から年4回の定期開催をスタート。上級編も初めて開催しました。すでに過去に350人が講座を修了し、JARでのインターンや翻訳、調査などのボランティア、留学、海外や国内他機関でのインターンなど、多彩な活動を始めています。また、多くの企業・団体から後援、協賛などのご協力をいただき、NGOだけでなく、社会の様々なアクターが一緒になって身近な課題に取り組むという広がりも見えています。



■講座内容と講師（上級編）

難民の話	アフリカ出身難民
難民認定とは～難民認定基準について～	ナタリー・カーセンティ氏 (UNHCR 首席法務官)
難民に関連する国際人権法	藤本俊明氏（大学非常勤講師／国際人権法）
日本政府の難民政策	北村晃彦氏（内閣参事官補佐）
日本の難民制度設計の理念	本間浩氏（法政大学教授／国際法）
難民と日本の社会保障制度	大川昭博氏（ソーシャルワーカー）
日本の難民保護制度と退去強制手続き	関聡介氏（弁護士）
難民認定における弁護士の活動 ～裁判を通じて～	鈴木雅子氏（弁護士）

■受講者：学生、会社員、医師、ジャーナリスト、教員、国際機関、NGO の関係者、研究者、すでに支援活動に携わっている方など。

■受講者の声：「主体的に関わる人がいなければ、難民支援に将来はない。」インターンを始める原動力の1つとなったのは、講座最終日で聞いたこの言葉で



インターンとして活躍
手にしているのは修了証

2004 年度難民支援協会紹介記事・雑誌

■新聞記事

- ・College students seek truth about asylum seekers' plight:The Asahi Shinbun 2004 年 11 月 20 日
- ・Japan under fire over refugees deportation:FINANCIAL TIMES 2005 年 1 月 24 日
- ・難民の行方～川口クルド人家族から：埼玉新聞 2005 年 3 月 22 日
- ・北海道の畜産母国救う力に：北海道新聞 2005 年 4 月 3 日
- ・Myanmar refugee is one of first to enter a Japan university:The Japan Times 2005 年 5 月 3 日
- ・難民とニッポン：東京新聞・中日新聞サンデー版 2005 年 5 月 30 日


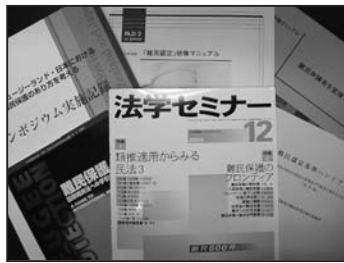

■書籍・雑誌・ニュースレター

- ・「難民保護のフロンティア（最前線）」『法学セミナー 12 月号』日本評論社 2004



2004 年度の活動



時期	難民支援協会の活動	日本での動き	海外での動き (先進国における庇護、 UNHCRの動きを中心に)
2004年 7月	7.10 難民保護に関する勉強会開催 (以降隔月開催) 7.30 日本経済団体連合会社会貢献担 当者会合にて日本の難民の現状につ いて報告	6.30～7.8 法務省入国管理局トルコにて現 地政府及び憲兵等の協力を得て、クルド人難 民申請者の自宅を訪問及び関係者への調査を 実施 7.12～9.22 クルド人難民2家族、国連大学 前で座り込み	7.9 ドイツ連邦議会、新移民法を 可決。補完的あるいは補助的な保 護を強化
8月	8.3 UNHCR 主催ニュージーランド難民 の地位控訴局裁判官 エマ・エイトキン 氏勉強会へ参加 ニューズレター第13号発行		
9月	8.30 新宿区長との市民懇談会に参加 9.4 総会、講演会「Dreams in Japan」 開催 9.7 ルード・ルベルス国連難民高等弁 務官(当時)とNGOの意見交換会に出 席 9.26～10.4 Pre-EXCOMへ法務顧問、 鈴木雅子弁護士を派遣	9.16 東京地裁：ビルマ難民の難民 不認定処分の取り消しを求めた訴訟 で、難民不認定処分は60日要件で棄 却、難民該当退去強制令書取り消し判決 9.30 東京地裁：ビルマ難民の難民不認定処 分の取り消しを求めた訴訟で、「難民に該当 する」と判断。同処分と退去強制令書の発布 処分を取り消す判決	9.2 アムネスティ・インターナ ショナル本部(ロンドン)、日本 の法務省によるクルド(トルコ国 内)における現地調査について「本 人や家族が直面する危険性の増大 を招いた」と批判する声明を発表 9.16 高等弁務官フォーラムが「再 定住を理解するための多国籍間の 枠組み」を発表 9.28～30 Pre-EXCOM 開催 10.1 高等弁務官フォーラム開催。 再定住の戦略的活用、開発支援、 非正規な二次移動への対応、恒久 的解決へ向けた包括的なアプロ ーチについて話し合われた 10.4～8 第55回 UNHCR 執行委員 会(ExCom)開催。66のメンバー国 が出席。難民大量発生時における 国際協力と責任及び負担の分担に ついての結論(No.100)、自発的帰 還の文脈における法的安全に関す る結論(No.101)を採択
10月	10.2～3 国際協力フェスティバル出展 10.10 難民手続き等説明会を実施 10.10 国際保健学会に参加。日本の難 民の現状について報告 10.11 カトリック教会にて難民とメン タルヘルスに関する報告を実施 10.16 横浜国際協力のまつりにてセミ ナー「難民と語ろう～日本と神奈川で の生活～」を開催 10.21 自民党 NGO タウンミーティング に出席(於：自民党本部) 10.22 NPO アワード 2004へ公益循環型 社会の構築へへブース出展 10.30～31 難民アシスタント養成講座 基礎編開催(於：神奈川県横浜市鶴見 区)		
11月	ニューズレター第14号 年次報告書発行 11.27, 12.4, 12.11 難民アシスタ ント養成講座 上級編 開催(於：日本ア ムウェイ株式会社)	11.18 東京地裁：ビルマ難民の難民不認定処 分の取消しを求めた訴訟で「難民に該当して いた」と判断。同処分を取り消す判決 11.30 東京高裁：ビルマ難民が難民不認定処 分の取消しを求め、1審で難民該当性が認め られ同処分と退去強制令書の発布処分を取り 消す判決を得ていた控訴審において、原告側 逆転敗訴	
12月	12.6 JICA ピーストークマラソンサイ ドイベントとして、JICA 職員向け研修 の講師(於：JICA 本部) 12.4～11 オックスフォードブルック ス大学学部長 メリル・ディーン氏来日。 日本における難民政策調査のための関 係機関調整や通訳等の補佐を行う	12.2 東京地裁：アフガニスタン難民の難民 不認定処分の取り消しを求めた訴訟で、同処 分を取り消す判決 12.10 牛久東日本入国管理センターにて、ハ ンガーストライキ中の収容者と職員が衝突 12.25 「難民審査参与員 NGO 推薦キャンペ ーン」、法務省へ推薦人を提出(26団体が賛同)	



時期	難民支援協会の活動	日本での動き	海外での動き (先進国における庇護、 UNHCRの動きを中心に)
2005年 1月	1. 18 マンダート難民(クルド人)親子送還に関する声明発表 1. 20 公明党難民問題プロジェクトチームに招聘。送還問題について報告	1. 11 ビルマ人庇護希望者、仮放免中の「就労」を理由に仮放免許可取消、収容される 1. 18 日本政府、国連が難民と認めたクルド人親子をトルコに直行便で送還 1. 18 (社) アムネスティ・インターナショナル日本、送還に関する声明発表 1. 20 イラン、トルコのマンダート難民高裁敗訴	1. 18 UNHCR、クルド人親子送還に関する声明発表
2月	2. 2 緊急レクチャー〜クルド人強制送還はなにが問題か?〜 開催 2. 5〜6 難民アシスタント養成講座基礎編開催(於: 松下電器産業株式会社パナソニックセンター東京)	2. 7 全国難民弁護団連絡会議「クルド人送還未遂事件(2.4)に対する抗議声明」発表 2. 8 南野法務大臣、記者会見にて「マンダート難民の第三国定住についてUNHCRと協力する」意向を述べる	2. 11 アムネスティ・インターナショナル国際事務局、日本において収容中であり送還の危険があるクルド人難民申請者について、緊急行動要請(UA)
3月	3. 5 緊急レクチャー第2弾「なぜ厳しい?日本の難民認定強制送還から見える国際基準と日本の違い」 3. 25 UNHCR教師のためのワークショップに講師として出席	3. 17 最高裁:1月に強制送還されたクルド人マンダート難民の退去強制令書の発布処分取り消しを求める訴訟で、原告の上告を棄却 3. 29 広島地裁:アフガニスタン難民の難民不認定処分の取り消しを求める訴訟で、同処分及び退去強制令書の発布を取り消し、判決が確定するまでの退去強制令書の執行(送還・収容両方)も停止する判決	3. 1 UNHCR、先進国における庇護申請者の年間統計(2004年)が約37万人であり、1988年来最少数であると発表
4月	3名の難民が大学・大学院へ入学 ニュースレター第15号発行 	4. 6 法務省、UNHCRが認定したマンダート難民につき、今後は原則として強制収容しない方針を固める 4. 23 最高裁:エチオピア人が難民不認定処分の取り消しを求めており、1審・2審で国側が敗訴していた訴訟で、国側の上告を棄却 4. 28 東京高裁:アフガニスタン難民が難民不認定処分の取消しを求め、1審(2004.12.2)で難民該当性が認められ同処分を取り消す判決を得ていた控訴審において、原告側逆転敗訴	 強制送還関連新聞記事
5月	5. 17〜6.2 難民アシスタント養成講座基礎編開催 5. 23 レフュジー カウンシル ジャパン(RCJ)年次総会へ出席 5. 31 アムネスティ・インターナショナル事務総長アイリーン・カーン氏来日意見交換会へ参加	5. 16 改正出入国管理及び難民認定法施行	5. 2 高等弁務官フォーラム開催。開発援助、非正規な二次移動への対応・再定住の戦略的活用について話し合われた 5. 17〜6.3 国連・子どもの権利委員会「出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い」に関する一般意見6を採択
6月	6. 18 「世界難民の日」ワークショップに講師として出席(於:グリーンフラスコ) 6. 22 施行された難民法についての国会議員・法務省・NGOの三者会合へ出席	6. 16 改正出入国管理及び難民認定法成立 6. 29 全国難民弁護団連絡会議、法務省へ難民不認定処分の証拠開示を申し入れ 6. 30 ビルマ難民の難民不認定処分の取り消しを求めた訴訟で大阪高裁勝訴判決(6.15)後、国の上告が懸念されていたが、国の上告断念が確定	6. 15 第10代国連難民高等弁務官として元ポルトガル首相のアントニオ・グテーレス氏が就任 6. 20 国連世界難民の日(World Refugee Day) 6. 20 UNHCR、2004年の年間統計を発表。難民の数は1980年以来最低の920万人、UNHCRの援助対象者(people of concern)は1920万人



2003 年度以前の活動

1999 年度（1999 年 7 月～2000 年 6 月）

7 月：設立

7 月～：難民への個別の法的・生活支援事業開始

11 月～4 月：日本におけるシェルターの実態調査

4 月：パリナック（UNHCR と NGO とのネットワーク会合）で、「国内難民支援部会（RAJA）」を発足。議長・事務局を務める

2000 年度（2000 年 7 月～2001 年 6 月）

8 月～：UNHCR 日本・韓国地域事務所と契約締結 生活相談・支援、登録事業の開始

1 月～6 月：若年層 1000 人を中心とした「日本の難民」についての街頭アンケート調査

5 月：「グローバル・コンサルテーション」（2001 年 12 月から 2002 年 5 月の間に開催された難民保護の再活性化に関する一連の国際会議の総称）アジア・太平洋地域会合に公式メンバーとして参加（於：マカオ）

6 月：UNHCR 議員連盟総会で難民の生活状況について RAJA を代表し、発表・報告

2001 年度（2001 年 7 月～2002 年 6 月）

8 月～2 月：難民申請者等に関する生活状況調査（難民事業本部委託）

8 月～：外務省 NGO 専門調査員を受け入れ、国内外の難民調査研究等を実施

10 月～2003 年 3 月：アフガニスタン支援ネットワーク構築と支援事業開始

10 月～3 月：難民アシスタント養成講座開催

2002 年 5 月：中国・瀋陽日本総領事館駆け込み事件に関し声明を発表

2002 年度（2002 年 7 月～2003 年 6 月）

11 月～3 月：「難民申請者の住環境に関する実態調査」実施（難民事業本部委託調査）

12 月：内閣難民対策連絡調整会議「NGO との意見交換会」に RAJA 議長として参加、NGO 提案発表

5 月：難民政策提言発表

5 月：シンポジウムおよび難民専門家ワークショップ「韓国・ニュージーランド・日本における難民保護のあり方を考える」開催（於：東京）

2003 年度（2003 年 7 月～2004 年 6 月）

7 月：「大韓民国における朝鮮民主主義人民共和国からの避難民の定住支援調査」実施。報告書を発表

10 月、2004 年 1 月：内閣難民対策連絡調整会議へ RAJA 議長として参加。NGO 提案を発表

11 月：「難民申請を検討している人のための助言」多言語（7ヶ国語）にて作成。ホームページにて発信

4 月：入管・難民認定法改正に際し、各政党主催の NGO ヒアリングにて報告

難民支援協会を支える人々

難民支援協会（JAR）は、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

■ 会員：343名 （2005年6月30日現在）

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

（年会費：4,000円、8,000円、12,000円の3コース）

■ 難民サポーター：132名

緊急の支援を必要としている難民への直接支援金と個別相談活動を資金的に支えます。（年間1口5,000円より）

■ 寄付者：92名

ご支援頂いた寄付金は当協会の活動全般に使われます。

■ インターン・ボランティア：約50名

難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくれています。



ボランティア、インターン
10代～70代まで幅広く活動している

会員・ボランティアの声

退職後、地元で外国人相談ボランティア活動に携っていますが、ちょっとしたきっかけで「難民アシスタント養成講座・基礎編」を受講し、その後、週1回ボランティアとしてお手伝いをさせていただいております。日本での難民申請の壁は厚いですが、それでも努力の甲斐あって認定されると申請者から喜びの一報が入り、事務所内に歓喜の声が沸上がると、微力ながら自分も何かのお役に立てればという気持ちを新たにします。

川嶋 清（会員・ボランティア）



アメリカでの難民問題を取り上げている映画を見たのがきっかけで、難民問題に興味を持ちました。そして、ネットサーフィン（検索）中に、JARが、ビデオ編集作業ボランティアを募集していると知り、これなら在宅でも手伝えと、応募しました。家での空き時間、また、PCの遊休時間を、上手く活用できますし、特に難民問題について知識を深められるので、私としても、大いにメリットがあるボランティアです。

水口 敬子（ボランティア）

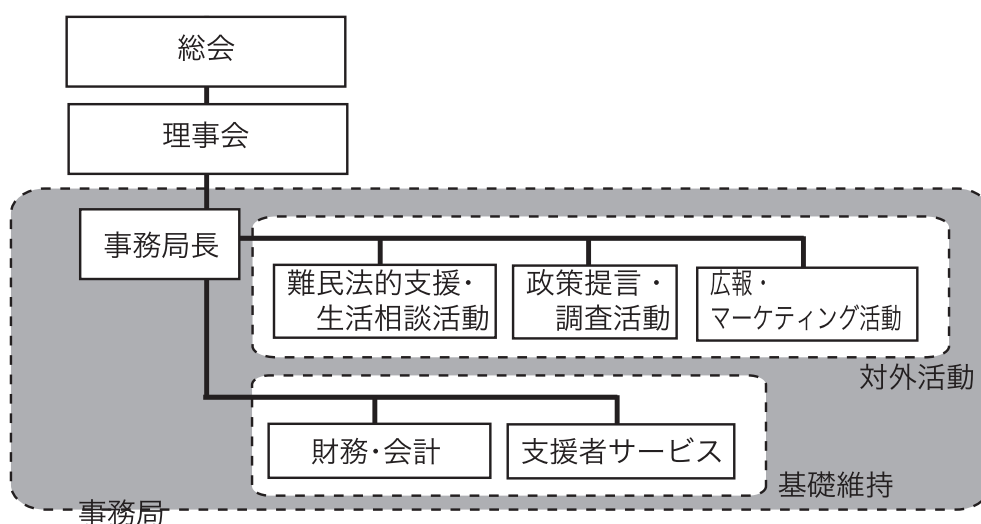


組織概要・役員一覧

組織概要

正式名称：	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名：	Japan Association for Refugees
代表理事：	中村義幸
設立：	1999年7月17日
法人格取得：	1999年11月16日
事務局有給職員数：	11名（非専従職員を含む）
会員数：	343名

組織図



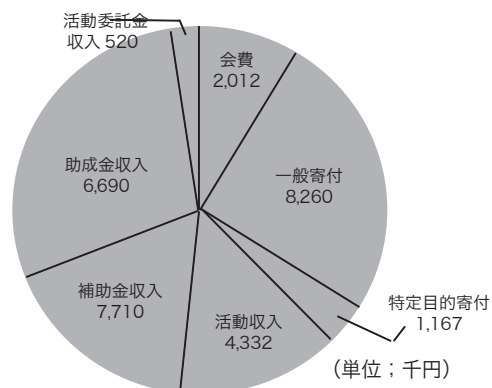
2005年度役員一覧

代表理事	中村 義幸	大学教員（公法）
副代表理事	吉山 昌	会社員（経営コンサルティング会社勤務）
理事	石井 宏明	国際協力NGO職員
同	石川 えり	難民支援協会事務局員
同	佐々木 英昭	難民支援協会事務局員
同	関 聡介	弁護士
同	滝本 哲也	会社員（重工業メーカー勤務）
同	筒井 志保	難民支援協会事務局長
同	道家 木綿子	臨床心理士
同	新島 彩子	難民支援協会事務局員
同	野村 留美子	会社員（外資系IT企業勤務）
同	濱田 元子	会社員（新聞社勤務）
同	藤本 俊明	大学教員（国際人権法、人権政策学）
監事	上原 優子	会社員（外資系証券会社勤務）
同	難波 満	弁護士
上級顧問	本間 浩	大学教員（国際法）
顧問	鈴木 雅子	弁護士
	森 恭子	社会福祉士

（2005年8月30日現在）

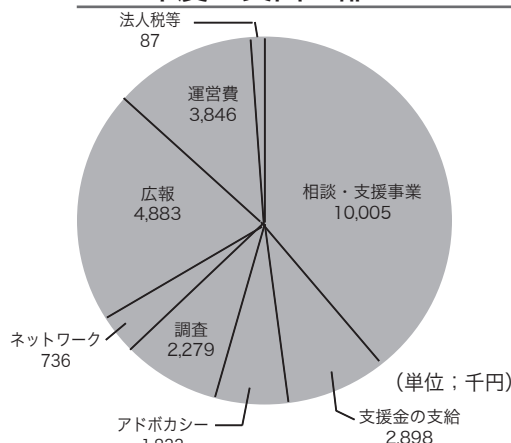
会計

2004年度 収入の部



収入計 30,693,635 円

2004年度 支出の部



支出計 26,570,065 円

科目	2004年度収入 (円)	当期収入に占める割合 (%)	
会費収入	2,012,000	6.6%	
寄付金	一般寄付金	8,260,572	26.9%
	特定目的寄付金	1,167,702	3.8%
活動収入	4,332,881	14.1%	
補助金収入	7,710,000	25.1%	
助成金収入	6,690,000	21.8%	
活動委託金収入	520,000	1.7%	
利息・雑収入	480	0.0%	
合計	30,693,635	100%	

科目	2004年度支出 (円)	当期支出に占める割合 (%)
相談・支援事業	10,005,295	37.7%
支援金の支給	2,898,658	10.9%
アドボカシー (政策提言)	1,833,300	6.9%
調査	2,279,002	8.6%
ネットワーク (関連団体との情報交換、連絡調整)	736,630	2.8%
広報	4,883,505	18.4%
運営費	3,846,175	14.5%
法人税等	87,500	0.3%
小計	26,570,065	100.0%
正味財産増加額	4,123,570	—
合計	30,693,635	—

企業・団体との協力 (50音順)

■協働事業

- ・ UNHCR (国連難民高等弁務官) 駐日事務所

■助成金・委託等

- ・ 特定非営利活動法人アユース仏教国際協力ネットワーク
- ・ 財団法人神奈川県国際交流協会
- ・ 財団法人倶進会
- ・ 新宿区 NPO 活動資金助成
- ・ 財団法人トヨタ財団 / 地域社会プログラム
- ・ 松下電器産業株式会社
- ・ 立正佼成会・一食平和基金
- ・ 特定非営利活動法人レフュジー カウンシル ジャパン

■寄付・支援金等

- ・ 味の素株式会社
- ・ ゴールドマン・サックス証券会社
- ・ 株式会社書泉 書泉グランデ
- ・ 宗教法人真如苑
- ・ 社団法人日本福音ルーテル社団
- ・ 日本労働組合総連合会 (連合)
- ・ 特定非営利活動法人パブリックリソースセンター
- ・ 100人村基金

- ・ 弁護士会館ブックセンター
- ・ ラッセル・インベストメント・グループ

■物品や広報でのご協力

- ・ 特定非営利活動法人イー・エルダー
- ・ NTT 労働組合持株本部
- ・ 花王株式会社
- ・ カトリック東京国際センター (CTIC)
- ・ グリーンフラスコ株式会社
- ・ 株式会社現代人文社
- ・ Think The Earth プロジェクト
- ・ 日本アムウェイ株式会社
- ・ 日本航空
- ・ 日本 UNHCR 協会
- ・ 阪和興業株式会社 / エコビジネス開発室
- ・ 富士ゼロックス株式会社
- ・ マイクロソフト株式会社

■その他のご支援

- ・ 犬養基金、犬養基金を支える市民の会
- ・ 外務省 NGO 活動環境整備支援事業 / NGO 専門調査員
- ・ 有限会社チャンネル・アカデミー
- ・ 東京ランゲージスクール
- ・ 日本大学



特定非営利活動法人 難民支援協会

〒154-0015 東京都世田谷区桜新町 2-11-5

Sakurashimachi 2-11-5, Setagaya-ku, Tokyo

Tel: 03-5451-5051

Fax: 03-5451-5052 Fax: 03-5451-5052

[http://www.refugee.or.jp/refugees/asylum seekers\)](http://www.refugee.or.jp/refugees/asylum_seekers)

<http://www.refugee.or.jp/>

